平成２８年（フ）第１２４３号
京都市中京区西ノ京南聖町11番地
債務者　織染京都おたに善こと　堀田與志男
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５１号
京都市伏見区向島二ノ丸町336番地14
債務者　藤井　仁士
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
京都市右京区嵯峨中山町32番地　ラトゥールＹＧ201号
債務者　木村　正子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
京都市右京区嵯峨野芝野町30番地14
債務者　杉浦ロザリンダこと　ＳＵＧＩＵＲＡ　ＲＯＳＡＬＩＮＤＡ　ＭＡＬＯＮＺＯ
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ２番地の76
債務者　細見　明行
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
京都府京田辺市田辺狐川138番地の１　Ｄ－301
債務者　田和　春子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北組９番地の２
債務者　山口　宣成
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
京都市山科区大宅桟敷５番地　椥辻市営住宅５Ｂ―606号
債務者　西原ゆかり
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７０４号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目27番22号、前住所兵庫県川西市錦松台１番９号
債務者　中西　健一
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８８号
鳥取県米子市皆生４丁目１番17号　102号、前住所鳥取県米子市皆生温泉３丁目６番16号
債務者　岸　　浩史
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第１３７号
鳥取県米子市淀江町佐陀350番地２
債務者　坪倉　優歩
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３号
鳥取県境港市渡町1363番地３　市営渡団地53Ｂ棟50号、前住所鳥取県境港市弥生町130番地
債務者　山口　由麻（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３４１号
愛媛県松山市来住町1279―１　グリーンハイツ401号（住民票上の住所愛媛県伊予市下吾川1969番地12）
債務者　井上　絹代
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６７号
愛媛県松山市北斎院町384番地17
債務者　門田　祥美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６号
愛媛県東温市横河原1329番地
債務者　三木　　功
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
福岡県直方市大字下新入432番地２
債務者　北野　千代
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3923番地28、前住所福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2052番地３セトル鞍手220号
債務者　鶴岡　伸広
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
福岡地方裁判所直方支部